

○第175回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：令和元年9月5日（木） 14：00～15：33

議事概要：

（1）農薬（トルピラレート）の食品健康影響評価について

・審議の結果、トルピラレートの許容一日摂取量（ADI）を0.0076 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で飼料用とうもろこしに使用します。今回、とうもろこしへの適用拡大申請がされています。

（2）農薬（テブコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、テブコナゾールの許容一日摂取量（ADI）を0.029 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、小麦、りんご等へ使用します。今回、やまのいも、かき（葉）等への適用拡大申請がされています。

（3）残留農薬に関する食品健康影響評価指針に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

（4）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① メフェントリフルコナゾール

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、インポートトレランス設定（小麦、大麦等）の要請がされています。